

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
- 指定漁船を普通損害保険に付すべきことについて同意があった件 二五
- 漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意を求めるため届出があった件六件 二五
- 保安林の指定を解除する予定である件二件 二七
- 道路の区域を変更する件二件 二七
- 都市計画事業の認可の告示があった件二件 二八

告 示

福島県告示第三十八号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定により、相馬加入区の指定漁船所有者から、その所有する指定漁船の全部を普通損害保険に付すべきことについて同意があった。

平成二十五年一月二十二日

福島県知事 佐藤雄平
（水産課）

福島県告示第三十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

一 届出事項

- 1 発起人の住所及び氏名

相馬郡新地町谷地小屋字釣師三十七番地

同 郡同 町大戸浜字宮田七十番地

同 郡同 町谷地小屋字浜畑五十四番地

加入区の名称

新地加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

相馬双葉漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十五年一月二十二日から平成二十五年二月五日まで

2 縦覧の場所

相馬市中村字北町五十五番地の一 相馬双葉漁業協同組合

（水産課）

福島県告示第四十号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月二十二日

福島県知事 佐藤雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市勿来町九面九浦町三十五番地

同 市勿来町九面浜田二十五番地の一

同 市勿来町九面九浦町八番地の一

加入区の名称

勿来加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十五年一月二十二日から平成二十五年二月五日まで

2 縦覧の場所

いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

（水産課）

福島県告示第四十一号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市小名浜下神白字三崎十一番地の三十六

馬目 祐市

同 市中之作字榎戸三十八番地

橋本 侑

同 市江名字寺作十番地の二十七

金田 徳二

加入区の名称

江名加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十五年一月二十二日から平成二十五年二月五日まで

2 縦覧の場所

いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第四十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市平豊間字下町十七番地

橋本 清貴

同 市平薄磯字北街六十六番地

志賀 隆一郎

同 市平薄磯字中街三十四番地

大谷 晃治

加入区の名称

豊間加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十五年一月二十二日から平成二十五年二月五日まで

縦覧の場所

いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

福島県告示第四十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市四倉町字八日四十一番地の三

鈴木 三則

同 市四倉町上仁井田字東山五番地

田所 忠儀

同 市四倉町字栗木作百七番地の十八

佐藤 芳紀

加入区の名称

四倉加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称

いわき市漁業協同組合

二 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成二十五年一月二十二日から平成二十五年二月五日まで

2 縦覧の場所

いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第四十四号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めため、次のとおり届出があった。この届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 届出事項

1 発起人の住所及び氏名

いわき市久之浜町久之浜字立百三十四番地

江川 章

同 市久之浜町久之浜字立十九番地の一

吉田 実

同 市久之浜町久之浜字東町二十九番地の三 新妻 和夫
 加入区
 久之浜加入区

3 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出の相手方の漁業協同組合の名称
 いわき市漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間
 平成二十五年一月二十二日から平成二十五年二月五日まで

2 縦覧の場所
 いわき市中央台飯野四丁目三番地の一 いわき市漁業協同組合

(水産課)

福島県告示第四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所
 南会津郡只見町大字長浜字上前山一七九一の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 雪崩の危険の防止

三 解除の理由
 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び只見町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 （森林保全課）

福島県告示第四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成二十五年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

一 解除予定保安林の所在場所
 南会津郡南会津町浜野字滝沢九六五の二（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
 雪崩の危険の防止

三 解除の理由
 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び

南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(森林保全課)

福島県告示第四十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十五年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 二八九号	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原二三五番地 先から	変更前 変更後	一〇・〇 三五・〇	二二〇・〇
	同 郡同 村大字真船字茂助屋敷一一番地 先まで	変更後	一〇・〇 三六・〇	二二〇・〇

(道路計画課)

福島県告示第四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で平成二十五年一月二十二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道増見 小田倉線	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原一六八番六 地先から	変更前 変更後	一一・〇 三四・〇	一一〇・〇
	同 郡同 村大字熊倉字折口原二番一 地先 まで	変更後	一二・〇 三九・〇	一一〇・〇

公 告

(道路計画課)

公告第二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十五年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

都市計画事業の種類及び名称	相馬都市計画事業三号原釜尾浜防災緑地	相馬都市計画事業三号原釜尾浜	相馬都市計画事業三号原釜尾浜
施行者の名称	福島県	福島県	福島県
事務所の所在地	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所
事業地の所在	収用の部分 相馬市原釜字北谷地、字仲田、字沼尻及び字大津並びに尾浜字須賀畑、字北ノ入、字寺前及び字二合田地内 使用の部分 相馬市原釜字北谷地及び字大津並びに尾浜字須賀畑地内	収用の部分 相馬市原釜字北谷地、字仲田、字沼尻及び字大津並びに尾浜字須賀畑、字北ノ入、字寺前及び字二合田地内 使用の部分 相馬市原釜字北谷地及び字大津並びに尾浜字須賀畑地内	収用の部分 相馬市原釜字北谷地、字仲田、字沼尻及び字大津並びに尾浜字須賀畑、字北ノ入、字寺前及び字二合田地内 使用の部分 相馬市原釜字北谷地及び字大津並びに尾浜字須賀畑地内

(まちづくり推進課)

公告第二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十二条第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告する。

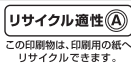
平成二十五年一月二十二日

福島県知事 佐藤 雄 平

都市計画事業の種類及び名称	広野檜葉都市計画事業一号浅見川防災緑地	福島県	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所	収用の部分 広野町下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭、字前川原及び字本町並びに下北迫字宮田、字久保田、字北釜及び字前川原地内 使用の部分 広野町下北迫字
施行者の名称	福島県	福島県	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所	収用の部分 広野町下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭、字前川原及び字本町並びに下北迫字宮田、字久保田、字北釜及び字前川原地内 使用の部分 広野町下北迫字
事務所の所在地	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所	南相馬市原町区錦町一丁目三〇番地 福島県相双建設事務所	収用の部分 広野町下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭、字前川原及び字本町並びに下北迫字宮田、字久保田、字北釜及び字前川原地内 使用の部分 広野町下北迫字
事業地の所在	収用の部分 広野町下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭、字前川原及び字本町並びに下北迫字宮田、字久保田、字北釜及び字前川原地内 使用の部分 広野町下北迫字	収用の部分 広野町下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭、字前川原及び字本町並びに下北迫字宮田、字久保田、字北釜及び字前川原地内 使用の部分 広野町下北迫字	収用の部分 広野町下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭、字前川原及び字本町並びに下北迫字宮田、字久保田、字北釜及び字前川原地内 使用の部分 広野町下北迫字	収用の部分 広野町下浅見川字観音前、字川原田、字比屋蔭、字前川原及び字本町並びに下北迫字宮田、字久保田、字北釜及び字前川原地内 使用の部分 広野町下北迫字

久保田、字北釜及び字前川原地内

(まちづくり推進課)



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,390円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一 印刷